

近代祭祀制度における特殊神饌の取り扱いについて

—香取神宮・彌彦神社を例に—

吉野 亨

一、はじめに

本稿では、近代祭祀制度における特殊神饌の取り扱いについて考察を行う。

明治四年（一八七二）「四時祭典定則」「地方祭典定則」が制定され、祭祀制度は大きな変革を迎える。明治五年（一八七二）には祈年祭執行のための統一した祭式として「官国幣社祈年祭式」を各府県に布達、明治六年（一八七三）には「官幣諸社官祭式」が制定され、明治八年（一八七五）「神社祭式」（以下「祭式」）の制定により官祭・公式祭の祭式が定められ、祝詞や神饌などが規定された。⁽¹⁾この「祭式」によって官祭・公式祭が規定されたことにともない、従来各神社で行われてきた祭祀や神事は私祭という括りになった。この私祭がのちに特殊神事と呼ばれるようになり、また慣習的に供えられてきた神饌が特殊神饌と称さ

れるようになった。

近代における祭祀制度の変化は全ての神社に、そして祭祀に訪れた変化であった。この近代における祭祀の変化については既に、近代における神宮の祭祀の変化や出雲火継神事の変容について等、幾事例も考察が行われている。⁽²⁾これらの研究から近代における祭祀を取り巻く状況を概括すると、祭祀運営の基盤—経済的基盤と人的基盤—が大きく変化していたことが分かる。このように近代における祭祀の変化は、祭祀制度の変化に伴うもののみならず、経済的・人的な変化をもその背景事情に有しているのである。では所謂、特殊神饌は近代においてどのように扱われていたのであろうか。

現在、祭祀制度における特殊神饌の取り扱いや、現場における特殊神饌の扱いについての実情は明らかでない部分が多い。その理由はこれまでの特殊神饌の研究が、個別事

例研究や事例収集に力点を置く傾向にあったゆえに、近代以降における神饌の扱いに注目して来なかったのだと推察する⁽³⁾。

よって本稿では、これまで取り上げられて来なかった、祭祀制度の変化が神饌に与えたであろう影響に関して、祭祀制度における特殊神饌の扱いや、現場における特殊神饌の扱いについて考察を行う。

まず特殊神事及び特殊神饌という用語が成立した背景の考察を通じて、当時の祭祀関連の法制度を概括する。次に法制度における特殊神事・特殊神饌の扱いについて考察を行い、近代の祭祀制度において特殊神事や特殊神饌がどのような位置づけにあったのかを確認する。そして具体的な事例として香取神宮と彌彦神社の例を挙げ、現場における特殊神饌の扱いの実情を考察することとする。

二、用語特殊神饌の成立背景

本章では特殊神事・特殊神饌という用語が成立した背景について考察を行う。そもそも特殊神事や特殊神饌は何を以って特殊なのか。本稿で特殊神饌の取り扱いに関して触れる以上、この用語の成り立ちについて確認を怠ることはできない。では背景の考察に先立ち、特殊神事及び特殊神饌という用語の意味から確認しておきたい。

まず特殊神事については小野祖教によってその定義が行われており、「神事は内務省の方針では祭式の例外であつて、既に述べたやうに、『例祭に際して古例の神事あるもの』はこれを行つてもよい、『神社に特別の由緒のある祭祀、若しくは小祭にして一社伝来の儀式あるもの』もこれを行つてもよいと為した。その方針から云へば、特殊神事とは『祭祀令の例外としての古例又は特殊の祭祀又は行事』であると云ふべきである」としている⁽⁴⁾。つまり、特殊神事という用語は大正三年に制定された「官国幣社以下神社祭祀令」（以下、「祭祀令」）が前提となつている、ということである。

次に、倉林正次は『神道辞典』において「神社祭式のうち、特にその神社にとって由緒の深いもので、現行の神社祭式とは異なつた独自の祭式次第、作法によつて行われる神事。古式祭ともいふ」としている⁽⁵⁾。倉林の説明は小野とは少し異なり、神社本庁が昭和二十年（一九四五）に制定した「神社祭式」（以下、「本庁祭式」）を特殊神事の前提としてしている。つまり、二人が特殊神事の前提として考えているのは、規定された祭式ということになろう。

この二人の特殊神事の定義について坪井洋文は「内務省の祭祀令の制定にともない、それに適合しない祭祀形態として、特定神社に祭祀令施行以前から伝えられてきた祭祀

を特殊として認め、祭祀という概念と区別して神事と呼んだのが特殊神事であるといえよう」とまとめている。⁽⁶⁾

以上の見解を見る限り、特殊神事という用語は「祭祀令」が制定された頃、「祭祀令」に規定された祭祀の範疇外にある、各神社に伝承される神事を包括する概念として成立した用語と言える。これは特殊神饌という用語についても同様と考えられ、坪井は『神社祭祀行事作法』を基準にするならば、神饌についても古来より各神社では由緒にもとづくところの様々な種類のものが供せられていたわけで、それらを特殊神饌と呼ぶことになった。これも特殊神事の成立と事情を同じくしている」との見解を示している。⁽⁷⁾つまり、「祭祀令」などの法律により規定された祭祀・祭式の存在なくして特殊神事・特殊神饌という用語は生まれ得なかったわけである。では、これらの用語がいつ頃から使われ始めるようになったのであろうか。

まず特殊神事について見ることにする。確認出来る限り、特殊神事という用語が使用されたのは大正十年（一九二一）埼玉県神職会が刊行した『埼玉県神社特殊神事』が最初である。この書籍は凡例に「本書は曩に本縣より綱目を定めて管内各郡に照會を發し、各神社に於ける特殊慣行の神事を記述提出せしめたるもの、中より十四種を選択し、印刷に附せるものなり」とあり、この書名にある「特殊神事」

とはおそらくは「特殊慣行の神事」を略したものと考えられるが、定かではない。そして、この書籍の刊行より三年後、大正十三年（一九二四）に神社局より全国の官国幣社に対して特殊神事の調査が行われていた。この特殊神事の調査について、当時神社局の局長を務めていた佐上信一は特殊神事の調査が行われた大正十三年頃の状態について、「概して官祭は非常に嚴重に行はれますが、私祭は寧ろ簡略に取扱はれ勝になると云ふやうな關係から、次第に民衆が神社から離れて来る、官の方が力を入れるれば入る、程、民衆が神社から離れて来ると云ふ傾向がある。のみならず私共各神社を廻つて調査致しますと、古記録にあります各神社の私祭に伴う特殊神事等が、次第に簡略に取り扱はれ、遂には其の影を没するやうになつて来て居るやうに見受けました」と語っている。⁽⁹⁾このように佐上の問題意識は、離れてしまった神社と氏子の距離感を保つていくことにあったことが窺える。そこで着眼したのが特殊神事であった。佐上はこの点について、先の現状を踏まえて「神社と氏子、崇敬者をクツ著けるには、私祭の中特殊神事を伴うやうなものは最も効果があるように思はれます。如何に宮司等が更迭しても、特殊神事の如きは神社の今迄の慣習に依つて、將來も永く之を實行して行くやうにしなければならぬと思ふ。之が神社と氏子崇敬者の關係を緊密ならしめて行く有

効な方法であると思ひます⁽¹⁰⁾」と考え、特殊神事の記録を保存する必要性を考え、特殊神事の調査を行ったのである。

この特殊神事調査の翌年、佐上と同じく神社局にいた宮地直一は神職講習会にて「特種神事に就いて」という題の講演を行っている。宮地は講演において特殊神事について「要スルニ特殊トイウハドコ迄モ總体的ニツケタモノデアラウ抑々各神社デ行ハレル祭典ハ祭祀令ニ由ツテ神社ニ行ハレル、凡テノ祭典ヲ定メラレテアル其ノ大中小ノ祭ヲ性質カライヘバ一般的祭禮ト特殊的祭祀トスルコトヲ得ル」とした上で「特殊ト申スハ祭祀令ノ中ニアルモノデナクテ其ノ神社ノ中祭若クハ小祭ノ中ニ該當スルモノモアラウシ其他特殊ノ部類ニ屬スルモノモ多イデセウ要スルニ夫々其神社特殊ノ縁リガアツテ傳來シテ續イテ居ルモノト又一般ニ行ハレテ居タモノデモ移リ變リガアツテ或神社ノ獨特ノ祭典トナツタモノモアラウ⁽¹¹⁾」と説明しており、先に掲げた定義と見解の一致を見る。この講演で宮地が特殊神事を題材としたのは、佐上と同じ問題意識が宮地の中にもあったことからであり、講演の内容からその意識が見て取れる⁽¹²⁾。

さて、この講演を通じて宮地の問題意識が通じたか否かは定かではないがこの講演の後しばらくして、昭和二年（一九二七）『愛媛県に於ける特殊神事及行事⁽¹³⁾』、昭和五年（一九三〇）『住吉大社特殊神事⁽¹⁴⁾』、昭和六年（一九三一）『房

総に於ける特殊神事⁽¹⁵⁾』と言った特殊神事を調査・収集した書籍が刊行されていることから、特殊神事への関心の高まりが窺える。

このように特殊神事という用語は、およそ大正末から昭和初期にかけて使用され始めたことが分かる。しかも、その用語が使用された背景には佐上や宮地の特殊神事についての共通した問題意識があった。佐上の語るところによれば大正十三年当時、神職の移動等が行われる関係もあつてか、官祭は丁重に行われ神社の由緒ある神事は簡略に取り扱われていたという時代と制度を反映した実情が窺い知れる。この現状に対する問題意識のもと、彼らは調査や講演を行い結果的に特殊神事概念が広まるきっかけを作ったように窺える。

さて、特殊神饌も同様の時代背景により成立した用語であるが、特殊神事よりもその登場は遅くなる。昭和七年（一九三二）照本亶『神饌の作り方』に特殊神饌という項目が設けてあるのが初見と思われる。照本は特殊神饌について「各神社に特殊神事があるやうに神社特有の神饌を指しているのである⁽¹⁶⁾」と説明し、栃木県大平山神社や奈良県春日大社の事例を特殊神饌として紹介している。特殊神饌という用語を照本自身が作り上げた言葉であるかどうかは定かではないが、昭和初期に特殊神饌という言葉が用いられ

ていたことは確かである。

以上の如く、特殊神事と特殊神饌という用語は、大正時代の「祭祀令」等に規定された祭祀の範疇に入らない、各神社の伝統的な神事や神饌を総称として用いられていた。つまり、当時の祭祀関連の法制度が前提となつて成立した用語であつたことが推察される。そして、特殊神事や特殊神饌はおよそ大正末から昭和初期にかけて使用されはじめていたことが、確認される。恐らく、佐上信一による特殊神事の調査、宮地直一の子職講習会での講演が、用語の広まりを後押ししたと考えられる。また、佐上や宮地が特殊神事に関心を持ったのは、神社と氏子の距離を保つために有用であると認識されたからだと推察される。

ここで注目したいのは、佐上が述べた当時の神社における特殊神事の扱いである。官祭に比べて特殊神事の神社における扱いが簡略であつたと述べているわけだが、その理由の一つとして神職の転任が頻繁になつていたことを挙げている。つまり、特殊神事の扱いというのは「祭祀令」から外れてしまつてゐることから、神職の裁量に任せられていたものと推察される。当然、佐上が目目の当たりにした特殊神事の簡略化は実態の一部分であり、全ての特殊神事が簡略化したとは考えにくい。もし特殊神事の扱いを神職の裁量とするならば、特殊神事を丁寧に執行したとも考えら

れるからである。では、特殊神事や特殊神饌の扱いは祭祀関連の法制度において如何様なものであつたのだろうか。神官・神職の裁量と云う点を念頭に置きながら、次の考察を進めたい。

三、法制度下における特殊神饌の扱い

ここからは、祭祀関連の法制度において特殊神事や特殊神饌がどのように扱われたか考察を行う。先に述べたように、特殊神事や特殊神饌と言う用語は「祭祀令」等の規定の範疇外にある神事や神饌の総称として成立した背景がある。ただし範疇外というのは、あくまで祭式や作法に準拠しないだけであつて、法令には古例の神事を認める文言が各所に見られるのである。このことは西牟田崇生が明治八年の「祭式」における神饌の取り扱いを論じた際、「祭式」にある例祭の規定の一文を引いて「古例ノ神事」についての特例は、いわゆる『特殊神事』の淵源とすべきものである。神饌の取り扱いについても『古例の神事執行の際の神饌』との解釈のもと、一社伝来の祭祀（神事）における神饌が、式部寮『神社祭式』規定外の神饌、すなわち『特殊神饌』として今日にその古い形を伝えることになつた」との見解を示している。⁽¹⁷⁾ 特殊神饌が「古例ノ神事」の範疇として存続せられたのかという見解については検討する余

地を残す所ではある。加え、例祭以外において「古例ノ神事」の執行はどのような扱いになったのかという疑問がある。少なくとも、今も例祭以外における特殊神事や特殊神饌は存続しておることを考慮に入れると「祭式」外の祭祀、所謂私祭においても「古例ノ神事」が執行されていた可能性を考慮に入れておく必要がある。

以上の点を踏まえた上で当時の祭祀関連の法制度を確認してゆくと、明治六年（一八七三）「神官奉務規則」⁽¹⁸⁾（以下「規則」）に「一祭祀ノ典則ハ之ヲ遵守シテ違乱スヘカラス其一社ノ例祭民俗因襲ノ神賑等ハ地方ノ適宜ニ循ヒ行フヲ得ヘシ」とあることに注目したい。まず「祭祀ノ典則」とは具体的に書かれていないが、恐らく神社における従来の祭祀のことを示しているものと考ええる。そして特に重要なのは、「其一社ノ例祭民俗因襲ノ神賑」とある点である。文言によれば各社における例祭や地方にある慣習的な行事については適宜行うこととしている。あくまで適宜であって、状況に応ぜよということであるから神官にその判断を委ねられている節がある。この条文から考えると、各社における例祭の執行や慣習的な行事の扱いは神官の判断に委ねられていたと推測される。

先の「規則」は明治二十年（一八八七）に官国幣社の神官が廃され神職が置かれたことで、明治二十四年（一八九

一）七月に「府県郷村社神官奉務規則」⁽¹⁹⁾（以下「府県郷村社規則」）同年八月「官国幣社神職奉務規則」⁽²⁰⁾（以下「官国幣社規則」）とそれぞれに規則が制定されることとなった。先程挙げた文言は「府県郷村社規則」では「神官ハ祭祀ノ典則旧来ノ儀式ヲ遵守シ決テ紛乱スヘカラス其社ノ例祭民俗因襲ノ神賑等ハ適宜行フコトヲ得但臨時祭ヲ行ハントスルトキハ所轄警察署又ハ分署ヘ届出ヘシ」とされ、「官国幣社規則」では「祭祀典則ハ旧来ノ儀式ヲ遵守シ其社ノ礼祭民俗神賑等適宜行フコトヲ得但臨時祭ヲ行ハントスルトキハ地方庁及所轄警察署又ハ分署ニ届出ヘシ」とされており、両規則とも「旧来ノ儀式ヲ遵守シ」と新たな文言が加わっていることが見て取れる。このような文言があることから、各神社において執行されてきた従来の祭祀はその旧儀を遵守すべしという意向が見える。また例祭や慣習的な行事も適宜行うとあるから、基本的には各神社の固有の神事や行事を認めた文言であると推測される。

次に府県郷社以下の神官が廃され神職が置かれたため、大正二年四月に「官国幣社以下神社神職奉務規則」⁽²¹⁾（以下「神職規則」）が制定された。旧儀の神事や慣習的な行事については「祭典ハ制規ニ拠リ之ヲ行ヒ非常ノ事故アル場合ノ外濫ニ其ノ次第ヲ變更シ又ハ其ノ時間ヲ伸縮スヘカラス但シ古来ノ儀式ニ遵ヒ神社慣行ノ神賑等ハ適宜之ヲ行フコ

トヲ得」とされていることから、神社の古来の儀式や慣行の神振については例外的な扱いがされており、神職が適時行うこととされているのである。

ここまで神官や神職の規則について確認をしたが、所謂「古例ノ神事」については例外的に認められており、その執行は神官・神職に任されていたことが窺えたわけだが、「祭祀令」では如何様であったのだろうか。

「祭祀令」においては、神社に於ける祭典は下記のごとく大祭・中祭・小祭のいずれかに区分されている。

第二条 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ大祭トス

祈年祭

新嘗祭

例祭

遷座祭

臨時奉幣祭

前条ノ外別格官幣社靖国神社ノ合祀祭並ニ護国神

社ノ鎮座祭及合祀祭ハ之ヲ大祭トス

第三条 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ中祭トス

歳旦祭

元始祭

紀元節祭

天長節祭

明治節祭

神社ニ特別ノ由緒アル祭祀

第四条 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス⁽²²⁾

中祭・小祭は、旧来の「祭式」にはなかった区分であり、中祭には「神社ニ特別ノ由緒アル祭祀」が掲げられ、大祭・中祭以外をすべて小祭としている。これは従来神社の祭祀が大祭・公式祭の二つに区分されていたものを、「皇室祭祀令」に準拠して立案した際に、従来公式祭と「神社ニ特別由緒ノアル祭祀」を中祭、大祭・中祭に含まれない全ての祭祀を小祭とした。これまで「祭式」の範疇から外れ規定もなかった私祭が、法制度の中で中祭や小祭として位置づけられることになる。同時に「祭祀令」と共に制定された「官国幣社以下神社祭式」（以下、「神社祭式」）その雑則において、このような規定がなされているのである。

一 例祭及遷座祭ニ際シ古例ノ神事アルモノハ之ヲ行フコトヲ得

一 神社ニ特別ノ由緒アル祭祀若クハ小祭ニシテ一社伝来ノ儀式アルモノハ之ヲ行フコトヲ得

一 官幣大社ニシテ特別ノ定例アルモノハ之ニ依ル⁽²³⁾条文を見ても分かるように、例祭においてもまた中祭・

小祭においても神社固有の神事や儀式などを行えることが

明記されている。この点について「祭祀並神社祭式ノ改正要項」⁽²⁴⁾によれば、「中祭小祭ハ夫々古來慣用ノ式アリテ、強チ本祭式ニ據リ難キモノアルヤモ測ラレサルヲ以テ、別ニ雜則ニ於イテ『神社ニ特別ノ由緒アル祭祀若クハ小祭ニシテ一社傳來ノ儀式アルモノハ之ヲ行フコトヲ得』ト、規定ノ省令ニ定ムル祭式ヲ以テ通則トナスモ、他ニ便宜應用ノ途アルヲ示シタリ」としていることから、広く古例・慣習によることの神事や儀礼の次第や作法については、各神社によって適宜行うことが初めて明示されたのである。

これにより、官祭・公式祭以外における「古例ノ神事」あるいは慣習的な行事等が公に認められるところとなったわけである。先の「神職規則」の条文をあわせて考えると、各神社における「古例ノ神事」あるいは慣習的な行事は神職の手に委ねられることになったと言えよう。ここで前章における佐上の発言が思い返される。当時、特殊神事は官祭に比べ簡素に扱われていた。その原因は神職の異動が頻繁になったという事情がある。神社における祭祀・神事の担い手は、神社と縁の深い社家や神職であったが神職の精選補任が行われた為に、旧儀を維持する上で重要な人員が異動する可能性をはらんでいた。結果、神職は流動的になり、転任した先の神社における旧儀について不得手な人々がその祭儀を行うことになる為、特殊神事が簡略化されて

しまうという流れが生まれたと推測される。結局のところ、特殊神事や特殊神饌といった各神社の古例による神事・神饌は神職・神官の奉務規則で「旧儀ノ尊守」が明記され、大正時代に入り「祭祀令」「神社祭式」で公のものとなったにも関わらず、祭祀・神事を担う人々の裁量に委ねられる所、大であったこともあり、佐上が述べた状況が生まれたいものと推察される。

では、現場における神官・神職達は特殊神事・特殊神饌についてどのように扱っていたのか。事例について考察する前に『神社協会雑誌』に載る神社協会会員から寄せられた質疑に答える「解疑」に寄せられた質問について少し見ていきたいと思う。

① 『神社協会雑誌』大正二年第八号⁽²⁶⁾

(問) 予が仕神社に飯、汁、煮染、蒲鉾、等を神饌に献ずる慣例あり飯一碗汁一碗煮染蒲鉾一碗合三合を一膳にならべ、箸を添へて献ず碗は或時は白木の碗或時は漆塗の碗を用ふ慣例存廢の可否如何

(答) 定めて一社傳來の古式による祭典ならむと考ふかゝる習慣は成るべく之を保存したし

② 『神社協会雑誌』大正十一年第三号⁽²⁷⁾

(問) 神饌に生鳥を献ずる代わりに煮沸せざる調理

せる鳥肉を用ふるも差支へなきや又小豆の入れ
る強飯を献ずるも差支へなきや

(答) 其の神社に特別由緒ある祭祀には古來の慣例

として特別の神饌を献ずる場合もあれど普通一
般の祭典には調理せざる魚鳥を献じるを良とす
又米も炊げるものはあげず。神社祭式にも荒稲
和稻と見ゆるやうに白、玄米をあぐるがよし

③『神社協会雑誌』大正十四年第七号⁽²⁸⁾

問 神饌品は凡て調理を為すべき様にしては如何

答 神饌には調理せるものとせざるものと兩種の別

あり、共に古來行はる、而して維新後調理せざる
式を以て一般の制とせしはさのみ手数を要せず普
通に行はれ易きに因るもの、而して爾後五十年の
流例となり別に不都合なきものなるを以て之を更
むるの要無きにあらずや但し一社の慣例として古
來調理の神饌を供する神社に限り特例を開くは如
何。

以上は特殊神饌に關しての神社協会会員からの質疑とそ
の答えである。①の場合、質問者は奉仕している神社に慣
例とされている神饌について質問している。何故「慣例存

廢の可否」を問うたのかは不明であるが、協会の答えは慣
例の存続であつた。次に②では、生鳥の代わりに調理した
鳥肉を、また小豆入りの強飯を供えても良いかという質問
である。①と違ふのは質問者の言う神饌が、慣例であるか
否かである。質問文の内容から察するに、一般的な祭典で
供える神饌の話をしていると協会は捉え、答えでは古來の
慣例であれば別だがと前置きをした上で、神社祭式の神饌
に従い供えるのが宜しいとしている。③の場合、神饌を凡
て調理したものにしては、という質問というよりもむしろ
意見である。質問者が何を意図してこのような意見を提示
したのかは定かではないが、協会としては規定の神饌が
あつてそれが通例となつている、さほど不便もないので変
える必要はないだろう、としているのである。

以上の質問や回答から見えてくるのは、特殊神饌につい
て一部の人々にその扱いに戸惑いがあつたこと、協会の回
答としては古例による神事であれば慣例による神饌を供え
ても問題ない、しかし通常の祭典では祭式に規定された神
饌に従うのが良い、という一貫した見解である。神職側か
らずれば、明確に規定の無い特殊神饌についてはその扱い
に戸惑いを覚えるのも道理であるし、それが旧來の社家では
なく転任してきた神職であるとするならば、その戸惑いは
必定とも言える。また協会の見解を考えると、特殊神饌

も「古來の慣例」「二社の慣例」として扱っていたことが窺える。西牟田が示した見解は先に述べたとおりだが、協会の見解と軌を一にしていることが窺える。では更に具体的に、特殊神饌がどのように扱われていたのか、『官国幣社特殊神事調』⁽²⁹⁾に載る特殊神事から香取神宮と彌彦神社を例に挙げ、当時の実情について考察を試みたい。

四、各神社における特殊神饌の取り扱いについて

【事例二】千葉県 香取神宮の場合

ここでは現在十一月三十日に行われている大饗祭神饌の取り扱いについて考察を行う。

大饗祭は維新前、旧暦十月三十日に行われていた神事で、本来は二十九日の相撲神事、翌月一日の賀詞祭と関連した神事であった。⁽³⁰⁾また、大饗祭に供えられる神饌は旧儀において正月元三神事や相撲神事の大祭に供えられる神饌と形式を同じくしていた。⁽³¹⁾この神饌が近代以降どのようにに取り扱われたのか。香取神宮を取り巻く環境の変化、年中祭典の変化も鑑みながら考察を試みたい。

まず香取神宮に変化が訪れたのは社寺領上知令による経済基盤の変化であった。明治三年十二月に社領を上知し、明治四年から三年間は地租半額を下付されることになった。

これに引き続いて、明治四年（一八七二）五月十四日に世襲の神主が廃せられた。その結果、旧来奉仕に預かっていた八十名近い神職による香取神宮の運営体制は大きな変化を強いられる事になった。その最たる影響が、年中祭典の運営であったのである。維新前には摂末社を含み九十六度もの神事が行われていたが、これが大幅に減じられ明治十八年（一八八五）に至ると官祭・遥拝式を含め五十程度の祭典まで削減されている。祭典が減ぜられた要因は、旧来の神職で行なっていた神事を執り行えなくなった為である。例えば、「五箇度の大神事」⁽³²⁾と呼ばれ年中祭典でも重要な神事であった正月元三祭、新飯神事、相撲神事は廃絶となるのだが、これらの神事執行は「祭當」と呼ばれる当番の神職が行う当番制を敷いており、この「祭當」が関わる諸神事も神職の精選補任による職員の減少に伴い廃絶となった。このように香取神宮の場合、旧祀職と年中祭典が密接な関係にあったために祭典が大幅に減じられることになったのである。

この祭典の変化は神饌にも大きく関わっている。先に挙げた、正月元三・相撲神事は大饗祭とほぼ同一の神饌を供えていたが、祭典そのものが廃絶となり、唯一大饗祭のみに神饌の形式が継承されていくことになる。しかしその大饗祭の祭典も神饌にも変化が訪れていたことが各史料から

表一

月日（旧暦）	【香取神宮祭祀式】	月日（新暦）	【明治十八年制定香取神宮年中祭典式】
十月十八日	大饗祭當切封祭事		
十月二十三日	大饗祭當奉行寄合		
十月二十五日	大饗祭當神招神事		
	神事始	十二月 日	大饗祭神事始
十月晦日	大饗祭當献備魚鳥切盛	十二月 日	大饗祭神饌調進
	大饗祭當大御饌護送		
	大饗大御饌神事	十二月 日	大饗祭
十一月朔日	相撲祭當大饗祭當献備切盛		
	相撲大饗賀詞祭	十二月 日	賀詞祭
十一月三日	大饗祭當神送神事		
	夜神事		
十一月四日	御扉開神事		
十一月五日	御扉鎮神事		

※1、本表で使用了た『香取神宮年中祭祀式』『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』は『香取群書集成』第二卷（昭和十九年 香取神宮社務所）に所収されているものを参照した。

※2、表の空白部分は神事が無いことを意味する。

窺える。⁽³³⁾

表一は、維新前と維新後における大饗祭の次第を示したものである。維新前における大饗祭に関する神事や行事の多くは、大饗祭で供える神饌及び御酒の準備と、大饗祭翌日にある賀詞祭における神饌の準備に係るもので、中核となるのは「大饗祭當大御饌護送」「大饗大御饌神事」である。まず「大饗祭當切封祭事」「大饗祭當奉行寄合」

「大饗祭當神招神事」「大饗祭當献備魚鳥切盛」は、先程述べた「祭當」が行う祭事と行事で、御酒の確認や神饌調理が主な行事内容である。つぎに「相撲祭當大饗祭當献備切盛」は大饗祭翌日の「相撲大饗賀詞祭」で供える神饌品等を相撲神事・大饗神事の両祭當が準備する行事である。このように「祭

當」が密接に関わる神事である大饗祭だが、神職の精選補任により、これらの行事や神事はそのほとんどが廃絶してしまうことになる。

次に神饌の変化についてみていきたい。表二は維新前から明治十八年に至るまでの大饗祭における神饌の員数をまとめたものである。維新前の神饌は個々の数が膨大なものであったことが窺える。これら供えられる神饌は別名「御下膳」と呼ばれ、祭りが終わった後に各祀職へと配られる。⁽³⁴⁾

表二

大饗祭神 饌品目	『維新前年中祭典式 中祭典式 稿』	『香取宮年中祭典式 中祭典式』	『香取神宮 祭祀式』	『明治十八 年制定香 取神宮年 中祭典式』	現在の大 饗祭神饌
鴨酒	御酒	三十三器	二十三膳	十五盛	十六台
鴨羽盛	二十膳	二十一提	二十一提	二樽	樽一対
鳥羽盛	九十一台	六十六台	二十膳	五台	四台
餅					一台
乾魚	八十七把	四十二把	二十膳	五台もし くは七台	五台
撰切	三十二把	二十把	二十膳	一台	一台
鮭胎子	三十切	二十個		一台	一台
蓋鋪鮫	(鳥羽盛に 用いる)	(鳥羽盛に 用いる)	二十膳	五台	(鴨羽盛に 用いる)
鮒	三十	二十個	二十膳	一台	一台
肴大根				一台	
鱈	三十切	二十個	二十膳	一台	一台
海菜				一台	一台
柚子	三十切		二十膳	二台	一台
塩・水		二十台	二十膳	一台	一台

※1、本表で使用した『維新前年中祭典式稿』『香取宮年中祭典式』『香取神宮祭祀式』『明治十八年制定香取神宮年中祭典式』は『香取群書集成 第二巻』(昭和十九年 香取神宮社務所)に所収されているものを参照した。

※2、空白部分は供えられていないことを意味する。

この「御下膳」は各祀職毎品目の数が定められているため、各品目が膨大な数量になっているのである。しかしその数が続いたのも明治四年、つまり旧社家が香取神宮から離れることになる時期までであり、明治十八年には神饌の員数は激減しているのである。

このように、香取神宮の場合、旧来の祀職による祭祀制度が維持できなくなったことにより、年中祭典そのものが大きく変化していたことが窺える。また大饗祭の神饌の場合、供えられる数に大きな変化が生じていたが、その原因も旧来の祀職による神事や行事が行われなくなったことによるものであった。しかし、この大饗祭における神饌の維持に、旧社家の人々が結成した祀祐社という補助組織が下支えをしていた。⁽³⁵⁾この組織は旧儀における神饌調理の方法の伝授や、祭典に必要な資金の寄付などを行っていた。また、今回用いている史料もその多くは明治初期に旧社家の人々の手によって記録された史料であり、旧来の神事が廃絶し湮滅してしまうことを危惧した旧社家の手による記録⁽³⁶⁾という性質を持っていることには注目すべき点であろう。

【事例二】新潟県 彌彦神社の場合

次に彌彦神社の特殊神饌である大御膳と小御膳について考察する。

表三

品目	『明治九年国幣中社 彌彦神社年中祭式』	『彌彦神社特殊神事』	現在
塩	（本社分）一台 （本社分）一台	（本社分）一台	（本社分）一台
方立	（本社分）一台 （各末社分）一	（本社分）二台	（本社分）二台
御鉢	（本社分）一本	（本社分）一本	（本社分）一本
御餅	（本社分）一台 （各末社分）一	（本社分）二台と一 行櫃（各末社分）九	（本社分）二台と一 行櫃（各末社分）九
醴	（本社分）一台 （各末社分）一	（本社分）甕一・（各 末社分）瓶子九	（本社分）甕一・（各 末社分）瓶子九
野菜・菓子	（本社分）一台		
海藻・魚	（本社分）一台		
玄米	（散供）一台		
御蒸		（本社分）一行櫃・ （各末社分）九（飯 殿分）一	（本社分）一行櫃・ （各末社分）九（飯 殿分）一
五穀		（本社分）二台	（本社分）二台
魚・野菜		（本社分）二台	（本社分）二台
菓・菓子		（本社分）二台	（本社分）二台

※1、本表で使用した「明治九年国幣中社彌彦神社年中祭式」「彌彦神社特殊神事」は『彌彦神社叢書 年中行事編』（彌彦神社社務所 昭和十五年）は『を、現行の神饌については『彌彦神社』（学生社 平成十五年）「彌彦神社の特殊神饌」を使用した。

※2、本表にて（本社）（末社）（飯殿）とあるのは、その社へ供える分の神饌の数量を示している。

大御膳と呼ばれる特殊神饌は現在、二月二日の例大祭・四月一日の鎮魂祭・四月十八日の妻戸大神例祭・七月二十五日の灯籠神事・十一月一日の鎮魂祭、計五回の祭りで供えられている（表三参照）。特に方立と呼ばれる竹や菅で作った器に盛る神饌や、御蒸・御餅と言った米を中心とした神饌を撰社・本社で供える。またこの大御膳とは別に、旧来は小御膳とよばれる神饌が年中祭典で供えられていた。小御膳を供えるのは「御当屋」とよばれる当番の社家がこれを勤めていた。そして単に小御膳を調進・献供するだけではなく各社家への直会膳を振る舞う仕来りであった。この小御膳及びそれに伴う直会行事は現在廃絶しており、その姿は史料にのみ残されている。⁽³⁸⁾これらの特殊神饌が近代以降どのように扱われていたのか考察を試みる。まず彌彦神社を取り巻く環境の変化、年中祭典について把握しておきたい。

彌彦神社の変化は明治四年（一八七二）の社寺上知令より始まる。彌彦神社が有していた、境内地の社殿や関連建造物がある土地以外の朱印地及び社領は全て上知された。この上知された土地には、彌彦神社後背にそびえる彌彦山の山林まで含まれていた。この上知に対して神社側や村民・崇敬者は上知された土地―彌彦山及び山林等―の返還を請願し、明治三十五年（一九〇二）十月に至り当時の境

内地に隣接する杉林などの譲渡が許され本来の彌彦神社の姿を取り戻すに至った。⁽³⁹⁾ また、上知令により彌彦神社の土地の内、社家や農家に分配されていた土地は土地所有者のものとなり、これらの土地からの上納米は免除されることになった。

この社寺上知令に引き続き、明治四年に神職の精選補任が、明治六年（一八七三）には初代宮司として小池内広が任命された。この精選補任の結果、本来彌彦神社を経営していた社家は、改めて彌彦神社の神官に任命されたのである。結局の所、香取神宮の状況とは異なり旧社家の人間の多くがそのまま彌彦神社に勤めることになったのである。⁽⁴⁰⁾ では、近代に入り年中祭典はどのような状態にあったのか。

表四は、明治二年及び明治九年当時の彌彦神社における年中祭典を一覧としたものである。上段に列記した明治二年の祭典表はまだ社寺上知令や神職の精選補任の法令もなく、江戸期における年中祭典の様相と言える。一方下段に列記した明治九年の祭典表は、「祭式」が制定されて以降の彌彦神社における様相である。主だった所では節句の行事（三月・五月・七月・九月）が廃されている。同時に「祭式」の制定によって官祭・公式祭が新たに組み込まれることが分かる。官祭の新嘗祭が年中祭典に組み込まれたことで、旧来の新嘗祭は廃された。また旧来の新嘗祭では

大御膳献上が行われており、他にも除夜祭・節分祭における大御膳献上が行われていたが、これらは祭典の廃止とともに廃絶、しかし本来大御膳献上がなかった四月・十月（明治九年では十一月）の鎮魂祭で大御膳献上が行われる形となっている。

つぎに作法の変化を見ると、大御膳献上の際には「泊御膳」と言って祭りの翌日に御膳を下げる作法があったが、明治九年には「祭式」の次第にある如く、その日内に撤饌を行なっている。⁽⁴¹⁾ なお節句の行事や大御膳献上の後に行われていた小御膳献上と配膳はすべて廃絶している。

以上の通り、年中祭典の節句行事はすべて廃絶し、大御膳献上も幾つかは廃絶、または他の祭典で献上され、小御膳は廃絶している。ではこれら特殊神饌が変化した事情について考えてみたい。

まず大御膳を供えていた神事の内、新嘗祭や除夜祭が官祭の執行と重なっていること、節分神事がその他の節句行事と共に廃絶していることに注目したい。前者の場合、「祭式」に規定された祭祀があったために、やむなく廃絶となったことが考えられる。後者の場合、節句行事は他の神社における年中行事でも行われていたが、明治六年の「祝日改定」により五節が廃止された影響もあり節句行事が失われてしまった場合が多い。⁽⁴²⁾ 恐らく、彌彦神社におい

[illegible]

※1、本表で使用した「明治二年伊夜日子年中行事」は「明治九年国務卿社禮部神祇年中祭式」(昭和十五年)を参照した、また表を作成する際に、「彌生神社明治式年誌」前篇に掲載されている「明治二年 同九年 祭典神事対照」を参考にした。

※2、裏下段において、(官)は官祭、(公)は公祭を表す。無記の場合は私祭として扱われていたことを示す。

ても五節廃止の影響を受けて旧儀の節句行事を廃止したものと推察される。ただし、神事が廃絶されても大御膳は廃止されずに両度の鎮魂祭にて供えられていることから推察するに、大御膳を供えることに不都合はなかったと考えられる。このことは、明治以前に彌彦神社に奉仕をしていた社家そのまま神官となり勤仕していた為に旧儀が維持できた、と推察される。

では一方の小御膳の廃止はどうか。そもそも小御膳とは社家内の当番で「御当屋」を勤める人間が供える神饌を言い、同時にこの神饌を供えた「御当屋」により神事終了後の直会膳が振舞われた。明治九年の正月元旦夜宴神事の次第を見ると「御當屋 但シ舊神官中各自交番ヲ立テ神饌ヲ献ル家ヲ云」とあり、「御当屋」が餅等を配っているがこの記述以降「御当屋」の記述は見受けられなくなる。同時に、明治二年には頻繁に出てきた小御膳の記載も見受けられないのである。となれば、少なくとも明治二年まではこの「御当屋」の制度と小御膳、神事後の直会が存続していたが、明治九年になると小御膳と直会膳は廃絶したことが推察される。つまり明治二年から明治九年の間に「御当屋」や小御膳、直会膳の制度は何らかの理由により廃止されたと考えられる。

ここで想起されるのが、明治四年における神職の精選補

任である。神職の精選補任により、本来彌彦神社に奉仕していた宮司を含む社家の人間は従来の身分を失い、しかし改めて彌彦神社に神官として務める運びとなった。結果的に神官として神社に残りはしたが、それまで彌彦神社より分配されていたであろう土地からの収入や禄を含めた全体の収入は減少していたと推察される。

そこで社家の当番制度である「御当屋」の意味を考えてみたい。「御当屋」の制度は当番制で神饌の献供と直会膳の調進を行う制度であった。従来の社家は、禄等が保証されていた為に「御当屋」という制度が維持できたと考えられる。しかし明治四年以降、神官として奉仕していた社家は、従来の収入を失った状態であり、「御当屋」の制度そのものを取りやめる必要に迫られたと考えるのが妥当と思われる。

以上の如く、特殊神饌の大御膳や小御膳は、「祭式」に規定された祭祀が年中祭典に組み入れられたことによる旧来の神事の廃絶に伴い、変更が行われたと推察される。また小御膳については、旧来の社家としての収入を失った状態での「御当屋」という制度は、制度の維持そのものが非常に困難な為、止む無く制度を取りやめる必要に迫られたものと推察される。

むしろにへて

以上、近代における特殊神饌の取り扱いについて、祭祀関連の法制度と現場における対応その実情について考察を試みた。これまで、あまり明らかでなかつた部分が多かつた近代における特殊神饌の取り扱いだが、法制度面からみた特殊神饌の取り扱い、そして事例として香取神宮・彌彦神社における特殊神饌の取り扱いについての考察を通じて、わずかではあるが取り扱いにおける事情やその傾向が確認することができた。

まず祭祀関連の法制度における特殊神事や特殊神饌の取り扱いについて、基本的には古例の神事や慣習的な行事に關しては各神社の神職や神官に任せられていた。明治八年の「祭式」には例祭において「古例ノ神事」執行に關して明記されており、「祭祀令」及び「神社祭式」においては「古來慣用の式」として認められていた。また神官や神職の奉務規則では「祭祀ノ典則ハ之ヲ遵守」「祭祀ノ典則旧來ノ儀式ヲ遵守」と明記されていることから、各神社における伝統的な神事や行事つまり特殊神事や特殊神饌を取り扱うことができたと考えられる。この点は香取や彌彦の事例を見ても明らかで、神社固有の祭祀制度の変化や経済的な事情による年中祭典の変化や神饌の変化が認められたが、

基本的に古式や古例を尊守する傾向にあったといえる。

ただし、香取神宮・彌彦神社において旧來の新嘗祭が官祭の新嘗祭に変更されたため、旧儀は廃したという事実があるから、神社祭式の影響を免れ得なかつたのは確かである。この点から考えると、各神社で伝統的に行われていた新嘗祭や祈年祭が、官祭として新たに設定されたことにより旧儀が廃絶した可能性があつたという点と、各神社が有していた祭祀制度や経済基盤の変革により特殊神事や特殊神饌が存続困難になつた場合、祭式を取り入れた新たな祭祀が構築された可能性があつた点を指摘する事ができる。

以上の指摘は、少ない事例から導き出したもので、近代祭祀制度における特殊神饌の取り扱いについてほんの側面を把握し得たに過ぎない。よつて、近代祭祀制度における特殊神饌の取り扱いについて、各神社における祭祀制度や経済基盤の変化を念頭に置きながら事例研究を積み重ねてゆくことを今後の課題とし、本稿を終えたい。

註

- (1) 近代における祭祀制度に關しては、阪本是九『國家神道形成過程の研究』（平成五年 岩波書店）を参照。
- (2) 近代における祭祀の変化については、平井直房『出雲國造火繼ぎ神事の研究』（平成元年 大明堂）中西正幸『神宮祭祀の研究』（平成十九年 国書刊行会）岸川雅範

- 「東京奠都と神田祭―明治初年の神田祭の変遷を素描する―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十六号 平成二十一年）拙稿「明治期における香取神宮の祭祀改変について」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四十七号 平成二十二年）を参照。
- (3) 特殊神饌に関する研究としては、真木一平「七十五膳神饌献供式―中・四国路を視座に据えて―上・下―」（『芸能』二十五卷（二号・三号）昭和五十八年）松本繁樹「赤石山地の焼畑と出作り小屋―静岡市井川・田代の諏訪神社の例大祭と特殊神饌献上のための焼畑慣行を中心にして―」（静岡大学教育学部研究報告 人文・社会科学篇）通号三十九号昭和六十三年）丸山悦子「近畿地方における神社の神饌にみる食材の特色」（『日本調理科学会誌』三十二卷四号 平成十一年）富岡典子「奈良県桜井地域の神饌に伝承される祭りのごぼう料理」（『日本家政学会誌』五十一卷十号 平成十二年）が挙げられ、何れも民俗学・家政学分野において個別事例研究が行われている傾向にある。
- (4) 小野祖教「神道の基礎知識と基礎問題」（神社新報社昭和三十八年）二二九頁
- (5) 安津素彦・梅田義彦『神道辞典』（堀書店 昭和四十三年）五一〇頁
- (6) 坪井洋文「特殊神事」（『神道要語集』祭祀篇Ⅱ 神道文化会 昭和五十一年）二〇四―二〇五頁
- (7) 前掲註（6）二一〇―二一一頁
- (8) 『埼玉県神社特殊神事』埼玉県神職会 大正十年
- (9) 『神社局時代を語る』（神社局教務局 昭和十七年）四

- 十二―四十三頁
- (10) 前掲（註9）参照
- (11) 宮地直一「特種神事に就いて」（『大八州』第十四卷六号 広島県神職会 大正十四年）
- (12) 前掲註（11）参照
- (13) 『愛媛県に於ける特殊神事及行事』愛媛県学務部社寺兵事課 昭和二年
- (14) 『住吉大社特殊神事』大阪府 昭和五年
- (15) 『房総に於ける特殊神事』千葉県神職会 昭和六年
- (16) 照本宣「神饌の作り方」帝国神祇学会 昭和七年 八一頁
- (17) 西牟田崇生「明治八年の式部寮「神社祭式」の制定と神饌の取り扱い」（『儀礼文化』二十四号 平成十年）九十一頁
- (18) 阪本健一編『明治以降神社関係法令史料』（神社本庁明治維新百年記念事業委員会 昭和四十三年）七十頁
- (19) 前掲註（18）百四十一頁
- (20) 前掲註（18）百四十二頁
- (21) 前掲註（18）百九十三頁
- (22) 前掲註（18）百九十六頁
- (23) 前掲註（18）二百四頁
- (24) 『最新神社法令要覧』（京文社 昭和十六年）二百十二頁
- (25) 神職の精選補任以降における、旧社家の動向等については、阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店 平成六年）「補論一 近代の神社神道と経済問題」で当時の経緯が論じられている。
- (26) 『神社協会雑誌』大正二年第八号（神社協会編『神社協

会雑誌』第十二冊 昭和五十九年 国書刊行会) 四十一頁

(27) 「神社協会雑誌」大正十一年第三号(神社協会編『神社協会雑誌』第二十一冊 昭和五十九年 国書刊行会) 三十七頁

(28) 「神社協会雑誌」大正十四年第七号(神社協会編『神社協会雑誌』第二十四冊 昭和五十九年 国書刊行会) 七十頁

(29) 「官国幣社特殊神事調」一一五(神祇院 昭和十六年)は大正十三年から神社局により調査が開始された特殊神事に関する事務資料で、官国幣社に対して調査が行われた。後に、昭和三年(一九二八)、昭和十六年(一九四一)にも調査が行われた。本稿においては、大正十三年当時調査が行われたものの内、特殊神饌を供えているものを事例の対象とした。

(30) 大饗祭と相撲神事、賀詞祭については拙稿「香取神宮大饗神事の儀礼的意義―新嘗の祭りと暦について―」(『祭祀文化』平成二十一年 祭祀儀礼研究会)及び「香取神宮新飯神事の儀礼的意義―大饗祭との比較において―」(『國學院大學大学院紀要 文学研究科』第四十一輯 平成二十二年)を参照

(31) 大饗祭の神饌に関しては、拙稿「香取神宮大饗祭神饌に関する考察―神饌形成の風土的条件を中心に―」(『皇學館論叢』四十二巻二号 平成二十一年)を参照

(32) 五箇度の神事については、『香取志』(竹内秀雄校註『神道大系 神社編 香取・鹿嶋』神道大系編集会 昭和五十九年)「大御扉開」の項に「同夜(正月元日)にあり。神宮の祭祀に正殿の御扉を開奉る事一年に五度あり。是

を五箇度の大神事と稱して、九十餘度の中に最も尊重みして、大宮司・大禰宜両家より始て神官五十餘人末々に至迄、都て百人許各預る所あり。沐浴齋戒して謹みて厳祭れり。是を大御扉開神事と云。正月元日・三月御幸・四月四日・八月新嘗・十一月四日也」(括弧内は筆者による)とあり、香取神宮年中祭典における重儀であったことが窺える。

(33) 明治初期における香取神宮の様相については拙稿「明治期における香取神宮の祭祀改変について」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊四十七号 平成二十二年)を参照

(34) 「御下膳」については『維新前年中祭典式稿』(香取群書集成 第二巻) 昭和十九年 香取神宮社務所 所収)に「直会下配方」として、正月元三の神事における神饌の下付状況が絵と共に載る。

(35) 祀祐社については、『香取群書集成 第二巻』(昭和十九年 官幣大社香取神宮社務所) 後記の三頁に「(前略)然し以上の如き神事も明治初年の改革に因って到底舊儀のまゝに奉仕するのが困難となり、或は廃絶に至る運命に在つたと聞いてゐた。それは、第一に、奉仕に多くの人員を必要とし、又特別の神饌等には多額の費用を要したからであつた。祀祐社が組織されたのも是等の為であり、宮司香取保禮、大人・禰宜伊藤泰歳翁等が社員と熟議の結果、大饗祭等の祭典費は同社の指定寄附金を以て支辨することになつたのである」とあり、祀祐社の意義とその背景事情がうかがい知れる。

(36) 明治初期に記された祭典関係の書類の性質については前掲註(33)を参照

(37)

現代における大御膳の詳細について『彌彦神社』（学生社 平成十五年）「彌彦神社の特殊神饌」に、大御膳の調理次第及び大御膳を構成する各品目の詳細について記してある。

(38)

廃絶した小御膳と御当屋について『彌彦神社』（学生社 平成十五年）「彌彦神社の特殊神饌」には「神社の祭典にともない飯殿で調理する大御膳に対して、社家が調理当番制度を設け、小御膳とよぶ神饌を調理し、神前に供えることを御当といひ、この調理当番となつた社家を御当屋という」としている。加え、御当屋は小御膳の調進に加えて、神事後における直会に出す料理の費用も御当屋が持ち出しをしていることが指摘されている。

(39)

明治初期における彌彦神社の土地と境内地の問題については『彌彦神社明治百年史』（彌彦神社社務所 昭和六十三年）に「明治四年正月に早く社寺領上知の太政官布が発せられた。この時の上知については、現在社殿堂塔その他建物の在る地域を除く社寺領はほとんど総て上知せしめ、追つて相当禄制を定めて廩米を以つて下賜すること、前年収納はそのまま下賜すること、又領地以外、旧幕府や領主から寄附した米銭は前年限りとし、四年からは停止するなどが定められた」と明治四年当時の実情が窺える。また、この時上知された土地の返還については『弥彦神領史話—高橋文書の拾録から—』（弥彦村教育委員会 昭和六十年）第三章を参照。

(40)

彌彦神社の旧社家の動向については『弥彦神領史話—高橋文書の拾録から—』（弥彦村教育委員会 昭和六十年）「第三章—四 明治維新と社家」を参照

(41)

「泊御膳」については「明治二年伊夜日子年中行事」（彌彦神社叢書 年中行事編）彌彦神社社務所 昭和十五年）に、大御膳献供の翌日に「大御膳下ケ」と記されていることから、翌日まで大御膳を献じた状態であったことが窺い知れる。現在はその日限りで撤している。

(42)

前掲註（18）五十九頁

（國學院大學大学院特別研究生）